

傍聴のルール

1 傍聴人の受付

- (1)会議を傍聴しようとする者は、会議当日、会議の開始15分前までに会議会場入口前において受付を済ませ、係員の指示に従い待機する。
- (2)傍聴の希望者が傍聴人の定員を超える場合は、受付終了後に抽選により傍聴人を決定する。

2 傍聴人の定員

4人

3 傍聴席に入ることができない者

- (1)凶器その他危険なものを持っている者
- (2)酒気を帯びている者
- (3)異様な服装をしている者
- (4)張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5)笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6)咳・発熱等がある者
- (7)会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

4 傍聴人の守るべき事項

- (1)会議における言動に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2)談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3)はち巻、腕章の類を着用する等の示威的行為をしないこと。
- (4)帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、会長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5)携帯電話その他音を発する機器については、電源を切るか、マナーモードにすること。
- (6)飲食し、又は喫煙しないこと。
- (7)会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (8)傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得たときは、この限りでない。

5 傍聴人の退場

- (1)会長が非公開であることを宣言し、傍聴人の退場を命じたとき。
- (2)開催会議の提出議案の審議が終了したとき。

6 係員の指示等

- (1)傍聴人は、会場においては、会長及び係員の指示に従わなければならない。
- (2)傍聴人がこのルールに違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。